

### ◇◇◇◇ 入院時手続きに必要なもの ※1階受付窓口へご提出ください。

- ・健康保険証及び、各種医療保険受給者証
- ·介護保険被保険者証、介護負担割合証
- ·入院誓約書
- ·保険適用外費用支払同意書
- ·部屋使用申込書·部屋移動同意書
- · 印鑑



#### ◇◇◇ 入院時にご用意いただくもの ※持ち物にはお名前の記入をお願いいたします。

- □ 寝巻き (パジャマなど) (前開き)
- □ 洗面用具(くし、ブラシ等)
- □ 歯ブラシ、歯磨き粉、コップ
- □ 楽呑またはプラスチックコップ
- □ 下着
- □ スリッパ
- □ タオル5枚~6枚
- □ バスタオル5枚~6枚
- □ ティッシュペーパー

- □ お薬手帳
- □ 服用中のお薬(お薬がある方のみ)
- □ イヤホン(テレビ用)\*
- □ 蓋付きバケツやカゴ(洗濯物用)
- □ 体交用クッション(必要な方)
- □ お食事用エプロン(必要な方)\*
- □ リハビリシューズ(必要な方)
- □ 電動カミソリ(男性)



- ※ハサミやナイフなどの持ち込みはご遠慮いただいております。 お持ちの方は病棟看護師へお申し出ください。
- ※右側に\*がついているものは院内にて購入できます。

### ◇◇◇ 保険適用外費用について

·室料差額 550~5500 円/日(税込)

80円/日(税込) ·病衣

・貸し布団 110円/日(税込)

·浴衣 2500円/枚(税込)

·軟膏容器 40~70円/回(税込)

·水薬容器 50~130円/回(税込)

・TV カード 1000 円/枚(税込)

・イヤホン 250円/個(稅込)

75円/箱(税込) ・ティッシュ

·診察券再発行料 110円/枚(税込)

· 文書 540円~/通(税込) ・紙オムツ、紙パンツ 145円/枚(稅込)

・尿パットスーパー 140円/枚(税込)

·尿パットS. M 45円/枚(稅込) ・尿パットし 65円/枚(税込)

・口腔ケアスポンジ 2450円/箱(税込)

・口腔ケアジェル 2470円/箱(税込)

·T字剃刀 100円/個(税込)

お手拭タオル 460円/個(税込)

・食事用エプロン(簡易用) 130円/枚(税込)

・食事用エプロン 1020円/枚(税込)

·私物洗濯 770円/ネット(税込)

## 入院会計について

- ・入院費は毎月月末までの費用を計算の上、翌月 10 日に請求書を発行します。 請求書は1階受付窓口にてお渡し致します。会計は月末までに1階受付窓口にてお支払いください。
- ・お支払い方法は、現金・銀行振込み・クレジットカード等がご利用できます。
- ※銀行振込みをご希望の場合は、1階受付窓口にお申し出ください。
- ・毎月、保険証の確認を行っています。入院費をお支払いの際に必ずご提示ください。
- ・入院費の窓口お支払い時間について

月~金曜日 午前9時~午後5時30分

第1.3 土曜日 午前9時~午後1時30分

※上記の時間以外ではお取り扱いできませんので、ご了承ください。



### ♦♦♦♦ 面会時間

### 月~日曜日 午後2時~午後8時

- ※上記以外の面会の際には、各階の病棟看護師にお申し出ください。
- ※面会の際には、各階の面会簿にご記入ください。
- ※面会の際には、マスクの着用をお願いします。
- ※病状によっては面会を制限させていただく事がありますのでご了承ください。



### ◇◇◇ 個人情報について

- ・入院の問い合わせやお見舞いの方への病室のご案内を希望されない場合は入院手続きの際にお申 し出ください。
- ・当院では各病室にネームプレート、ベッドネームを貼り出していますが、表示を希望されない場合はお 申し出ください。
  - ※事故防止や安全確保のためには氏名の掲示が望ましいです。

### ◇◇◇ 入院中のお願い

- ・入院中は療養に専念し、医師や看護師の指示に従っていただくようお願いします。
- ・入院中は、健康食品・サプリメント等の使用は原則禁止です。
- ・他の患者さま、ご家族へ迷惑をかけたり院内の秩序を乱したりする場合には、 退院していただくことがありますのでご了承ください。
- ・貴重品、多額の現金はなるべく持ち込まないようお願いします。紛失、盗難については、責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・病棟での金品、補聴器、入れ歯、眼鏡等の管理はいたしかねますのでご了承ください。
- ・職員へのお心遣いはお控えください。

### ◇◇◇ 他医療機関への受診について

- ・主治医の許可のない他医療機関への受診はご遠慮いただいています。
- ・入院中の他医療機関への受診は当院で対応できない専門的な診療が必要となった場合に 限ります。
- ·受診予定のある方は事前に主治医もしくは病棟看護師にお知らせください。 (他医療機関へ受診される場合は受診先に提出する書類が必要です。)
- ·ご家族の方が代理で内服薬や外用薬等の処方を受ける場合、検査結果等を聞く場合も 同様です。

## ◇◇◇ 退院手続きについて

- ・退院は主治医の判断により決定いたします。
  - 退院時間は原則午前10時以降となります。
- ・請求書は退院当日の午前 9 時 30 分以降に発行いたします。 請求書発行まで多少お時間がかかる場合がございますのでご了承ください。
- ・退院の際は1階受付窓口にて入院費をお支払いください。

その他ご不明な点がありましたら1階受付窓口までお尋ね下さい。



### 交通のご案内



- 西鉄バス 大辻東町第2団地バス停下車…徒歩約5分
- 西鉄バス 香月公民館前バス停下車…徒歩約5分
- ・都市高速 小嶺インター出口…車で約5分



### ◇◇◇ 医療相談窓口のご案内

医療相談員は、入院中や退院に伴って起こる患者さまの様々な相談事に社会福祉士の立場 から援助していくスタッフです。ご相談内容につきましては秘密を厳守いたしますので、 お気軽にご相談ください。詳しくは受付でお尋ねください。

#### 医療相談員の相談内容

- ◆経済的問題の解決、調整のお手伝い
- ◆退院、転院のお手伝い
- ◆医療に対する不満、苦情などの相談窓□
- ◆社会的問題の解決、調整のお手伝い
- ◆各種社会保障制度利用のお手伝い

※土曜日(第1.3の午前を除く)、日曜日、祝日はお休みとなります。



医療法人健美会

## 佐々木病院

〒807-1114 福岡県北九州市八幡西区吉祥寺町 9-36 TEL 093-617-0770 (代表) FAX 093-617-0784 http://www.sasaki-hsp.jp/

# ご入院される患者様・ご家族の方へ

新型コロナ感染症拡大防止策のため、以下の準備をお願い致します。

## .マスク

不織布なら5~10 枚程度(1回/週程度の交換、汚染時交換) 布製など洗濯ができる素材のものは5枚程度各自で洗濯をお願いします。

- ご使用中のマスクを保管する袋(ジップロックなど)2枚程度
- ・ウェットティッシュ

ポータブルトイレなどをご利用で手洗いができない方や、必要時手拭き等に使用いたします。当院でご準備(1個400円、患者様負担)することもできますのでお申し出下さい

- ・バスタオル 10 枚程度、フェイスタオル 10 枚程度、 パジャマや肌着は各5着程度ご準備下さい。
  - ※当院ではタオルの貸し出しは行っておりません。
- ※病衣の貸し出しや私物洗濯(<u>週 1 回(水)業者の回収</u>)を行っておりますので、 ご利用の際は職員にお申し出ください。
- ※私物洗濯をご利用の場合、また、週 1 回程度の来院が難しい場合は上記より多めに ご準備をお願い致します。

# 重要:面会制限開始のお知らせ

新型コロナウィルス感染症の感染急拡大に伴い福岡県コロナ警報が発令されたことを受けまして、 院内感染予防のため面会制限を始めさせていただきます。

なお、面会制限解除については感染流行状況を踏まえた上で検討する方針ですので、患者様・ご家族におかれましてはご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

リモート面会については引き続き行っておりますので、事前予約をお願い致します。

- 1. ご家族様のコロナワクチン接種の有無・回数に関わらず、患者様との 面会を原則禁止にさせて頂きます。
- 2. 入院中の患者様の状況(お看取り、状態悪化時等)においてはこの 限りではありません。面会を希望される場合は事前に病棟看護師へお 尋ねください(遠方からのご来院については特に)。 なお、当日の面会希望については対応できないことがございます。
- 3. 洗濯物など荷物の受け渡しについては、ご家族様1名(現在面会許可証をお持ちの方はそのご家族様1名のみ)に限り各病棟のNSステーションカウンターでの受け渡しとなります。 入院中の患者様の病室への出入りはご遠慮ください。
- 4. 面会の方のマスクの装着(できればサージカルマスク)、手のアルコール 消毒は継続してお願い致します。少しでも体調不良(発熱等)や濃厚 接触者に当たる場合などは荷物の受け渡しについてもご遠慮下さい。
- ★その他、ご質問等は病棟看護師にお尋ねください。

# 7月21日開始



# ○リモート面会のお知らせ○

当院では面会禁止による感染拡大防止策に対し、パソコン画面を通して患者様とお会いできる

ようリモート面会を以下の通り実施しています。(R2.11月から改訂)

2 階療養病棟:火・金の14時30分~15時

3 階一般病棟:月・木の14時30分~15時

場所:1階受付横の個室

★1 枠約 20 分程度

予約制となりますので、前日までにご連絡下さい。

※病棟職員が対応させて頂きますが、病棟業務も兼務しておりますので多少準備にお時間いた だくことがございます。ご了承下さい。

# 入院中の患者様へ感染予防対策のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、

入院中はマスク装着をお願い致します。<u>多床部屋にご入院の方</u>やリハビリテーションを行われる方、また、検査で1階へ下りられる時など病室を出る際は必ず装着をお願い致します。

※体調不良時はこの限りではありません。

(マスクは患者様でご準備をお願いします。不織布、布製など種類はどれでも可。)

手指衛生の励行につきましては、病室の出入り口に設置しているアルコール消毒剤をご使用下さい。

消毒剤で手荒れが気になる方は、泡石鹸・流水での手洗いをお願い致します。

## 入院中は他の患者様との交流はお控え下さい。

(病室の行き来、デイルーム等での談話、物の貸し借り等の接触など)。



医療法人健美会 佐々木病院 感染対策委員会

○○○○○ 入院生活について					
部屋	<ul> <li>・当院3階(一般病棟)のお部屋はすべて有料となっております。</li> <li>・患者さまの症状、治療上の都合などにより病室が頻繁に変わる場合がありますので、ご了承下さい。</li> <li>・入院時のお部屋はご希望に沿えない場合があります。 ご理解いただきますようお願い致します。</li> <li>・お部屋の希望につきましては入院後に看護師長へお申し出下さい。</li> </ul>				
食事	<ul> <li>・お食事の時間は朝食8時、昼食12時、夕食18時となります。</li> <li>・お食事代は1食につき460円です。</li> <li>ただし、限度額適用標準負担額減額認定証をお持ちの場合は軽減されます。</li> <li>・下膳時間を過ぎたお食事は衛生上、食べ残しもすべてお下げ致します。</li> <li>病院で提供した食事や牛乳等の飲み物のお持ち帰りや取り置きはご遠慮願います。</li> <li>・院外からの食べ物や飲み物のお持込みは病状や感染予防の観点からご遠慮頂いております。</li> </ul>				
入浴	・原則として医師の許可が必要です。詳しくは病棟看護師にお問い合わせ下さい。				
付き添い	・当院では看護基準をとっていますので、原則としてご遠慮頂いております。				
外出 • 外泊	<ul><li>・主治医の許可が必要です。外出、外泊をご希望の際は申込書の記入が必要となりますので、 お早めに病棟看護師にお申し出下さい。</li><li>・外出、外泊時に体調が悪くなった場合、あるいは何らかの事情で予定時間に病院に戻れない 場合は必ず病棟看護師へご連絡下さい。</li></ul>				
テレビ	<ul> <li>・病室にはカード式テレビを設置しています。</li> <li>・テレビカードは各病棟の談話室にある販売機でご購入頂けます。</li> <li>テレビカード: 1000円/20時間</li> <li>・テレビをご利用の際は他の患者さまのご迷惑にならないようイヤホンをご用意下さい。</li> </ul>				
電話	<ul><li>・公衆電話は 1 階フロアにてご利用になれます。</li><li>・携帯電話のご使用はマナーを守ってご使用下さい。</li></ul>				
その他	<ul> <li>・患者さまの寝具は病院でご用意します。</li> <li>・病院内は「禁酒」「禁煙」です。</li> <li>・電気製品の病室の持ち込みは原則としてご遠慮頂いております。</li> <li>・各病棟にコインランドリーを設置していますのでご利用下さい。 洗剤は出ませんのでご了承下さい。</li> <li>・病棟内の冷蔵庫をご利用の際は必ず病棟看護師へお申し出下さい。</li> </ul>				

## 地域包括ケア病床について

地域包括ケア病床とは在宅への復帰や介護施設への転院を支援することを目的とした病床です。

地域包括ケア病床は、在宅あるいは介護施設に復帰する予定の患者様であれば、 どなたでもご利用できます。主に次のような患者様が当てはまります。

- ・ 入院治療により状態は改善したが、もう少し入院療養を必要とする方
- ・ 入院治療により病状が安定し、在宅復帰に向けて積極的なリハビリテーションが必要な方
- 整形外科などの手術後で、リハビリテーションが必要な方
- ・ 在宅、介護施設等でかかりつけ医の診察を受けていたが急性増悪し入院加 療が必要な方

地域包括ケア病床への転床は、主治医が判断し患者様やご家族様にご提案させていただきます。ご了承いただいた患者様は地域包括ケア病床の病室へ移動していただき、継続して入院となります。入院期間は最長で 60 日間となります。また地域包括ケア病床は、急性期病床とは入院費の計算が異なりますのでご了承下さい。

ご不明な点がございましたら、看護師長までお申し付けください。

医療法人健美会 佐 々 木 病 院 院長 峯 信一郎

# <u>入院誓約書内の</u> 保証人欄の極度額(支払上限額)について

令和2年4月1日施行の民法改正により、保証人となっていただく際に「支払上限額(極度額)を明確に定めなければ保証契約が無効となる」と取り扱いが変更されました。

つきましては、当院では支払上限額を一律30万円とさせていただきます。 上記金額は、当院の入院費を概ね包括することができ、当院の入院動向を 加味したうえで設定しております。今回の対応は法改正に伴うものですので、 何卒ご理解いただきますようお願いいたします。 ご不明な点がございましたら、医事課 入院事務までお尋ねください

※改正内容のより詳しい説明は、法務省のホームページをご覧下さい。

※入院時の「預り金」ではありません。

## ~ 高額療養費制度(限度額適用認定証)のご案内 ~

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合、あとから保険者に申請をすると、 自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、この場合の一時的な医療費の支払いは大きな負担となります。

事前に「限度額適用認定証」を申請し、保険証と認定証を併せて医療機関等の窓口に提示していただくと、一ヶ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり「高額療養費制度」の申請が不要になります。

- ※保険医療機関ごとの適用となり、同じ保険医療機関であっても ①医科入院 ②医科外来 ③歯科入院 ④歯科外来 に、それぞれ分けて計算します
- ※保険外負担分(室料差額・おむつ代・病衣代・診断書代など)や、入院時の食事負担等は 対象外となります。

### ◇限度額認定証の手続き方法

健康保険種類	申請場所	申請場所 申請に必要なもの	
国民健康保険	住民票のある	健康保険証・印鑑	
後期高齢者医療被保険者証	市区役所・町村役場	※代理人の方は身分証明書	
全国協会健康保険	各社会保険事務所または	限度額適用認定申請書	
(協会けんぽ)	健康保険協会各支部	※郵送で手続き可	
健康保険組合・共済組合 等	勤務先	※勤務先へお尋ね下さい	

- ◇限度額適用認定証は医療機関では申請できません。各保険者の申請場所にて申請をお願いいたします。
- ◇申請は代理の方(家族や付添の方等)でも可能です。
- ◇認定証が発行されましたら1階窓口へ提示をお願い致します。

【窓口時間 月~金曜日:8時30分~18時まで/第1・3 土曜日:8時30分~14時まで】

- ◇当月以前の払い戻しは病院ではできません。償還払いの手続きを行ってください。
- ◇入院前、入院中でも申請は可能です。予定入院の際は、あらかじめ保険者へ申請をお願い致します。
- ◇詳しくは加入されている各保険者へお尋ね下さい。
  - 八幡两区役所 093-642-1441
- 直方市役所 0949-25-2000
- 中間市役所 093-244-1111

### ◇1ヶ月の自己負担限度額(平成30年8月~適応)

### ▶ 70歳未満の方

区分	自己負担限度額		
	医療費	食事代(1食)	
ア	252,600円+(総医療費−842,000円)×1%【多数回該当140,100円】	460円	
1	*1 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【多数回該当93,000円】	460円	
ゥ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【多数回該当44,400円】	460円	
エ	57,600円【多数回該当44,400円】	460円	
オ	*1 35,400円【多数回該当24,600円】	210円	

> 70 歳以上の方(後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証をお持ちの方)

区分		自己負担限度額				
		医療費	食事代(1食)			
現役	下記以外	※1 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【多数回該当140,100円】				
役 並 所	現役並Ⅱ	※1 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【多数回該当93,000円】	46000			
得 者	現役並I	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【多数回該当44,400円】	460円			
一般		57,600円【多数回該当44,400円】				
低所得者Ⅱ		24,600円	210円			
低所得者 I		15,000円	100円			

- ※1 同一人が複数の医療機関を受診して、直近の 12 ヶ月に 4 回以上高額療養費に該当した場合は、 4 回目からの自己負担限度額が軽減されます (70 歳未満で同保険の場合、世帯合算が適応になる場合があります)
- ※2 直近の 12 ヶ月で入院日数が 90 日を超える場合は食事代を減額できる制度があります。 (1 食 210 円→1 食 160 円)

上記※1、※2は国民健康保険・協会けんぽの場合です。健康保険組合の場合は、各組合へお問い合わせ下さい。